

香取市空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の空き家を有効活用し、移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、空き家バンクについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 市内に存在する建物のうち、個人の居住を目的として建築し、現に居住又は使用していないもの（建築する予定又は居住若しくは使用をしなくなる予定のものを含む。）及び当該建物と所有者を同一にする敷地のうち、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2に規定する媒介契約を締結していないものをいう。

(2) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を直接行うことができる者をいう。

(3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者からの申込みを受けて登録した情報を、市内への移住、定住等を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に紹介するシステムをいう。

(物件の登録等)

第3条 所有者は、空き家バンクへの物件の登録（以下「物件登録」という。）を申し込もうとするときは、次の書類を市長に提出しなければならない。

(1) 香取市空き家バンク物件登録申込書（別記第1号様式）

(2) 香取市空き家バンク物件登録カード（別記第2号様式）

(3) 同意書（別記第3号様式）

2 市長は、物件登録の申込みがあったときは、その内容を確認し、適切であると認めるときは、香取市空き家バンク物件登録台帳（別記第4号様式）に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの
 - (2) 香取市暴力団排除条例（平成24年香取市条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者（以下「暴力団密接関係者」という。）が所有者であるもの
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとするもの
- 3 市長は、物件登録をしたときは、香取市空き家バンク物件登録完了書（別記第5号様式）により、当該物件登録の申込みを行った者に通知するものとする。
- 4 物件登録の期間は、2年とする。ただし、第1項の規定による申込みを改めて行うことにより、再度登録をすることができる。
- 5 市長は、物件登録をしていない空き家のうち、登録することが適当と認められるものの所有者に対し、物件登録を勧めることができる。

（物件に係る登録事項の変更の届出）

第4条 前条第3項の規定による通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、登録した事項に変更があったときは、香取市空き家バンク物件登録変更届出書（別記第6号様式）に変更後の事項を記載した香取市空き家バンク物件登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

（物件の登録の取消し）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、物件登録を取り消し、香取市空き家バンク物件登録取消通知書（別記第7号様式）により、当該物件登録者に通知するものとする。ただし、第2号に該当するときは通知しない。

- (1) 空き家に係る所有権その他の権利に移動があったとき。
- (2) 市長が契約締結の報告を受けたとき。
- (3) 香取市空き家バンク物件登録取消依頼書（別記第8号様式）の提出があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとしたとき。

（媒介等の依頼）

第6条 市長は、市長が別に定める者に対し、物件登録者の希望等により

物件の売買、賃貸借等の契約の代理若しくは媒介（以下「媒介等」という。）を依頼するとき、又は依頼を中断し若しくは終了しようとするときは、香取市空き家バンク媒介等（中断・終了）依頼書（別記第9号様式）により依頼するものとする。

（情報提供）

第7条 市長は、必要に応じて香取市空き家バンク物件登録台帳に登録された情報を利用希望者に提供するものとする。

（利用者の登録等）

第8条 利用希望者は、前条の規定による情報の提供を受けようとするときは、香取市空き家バンク利用登録申込書（別記第10号様式）に誓約書（別記第11号様式）を添えて市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、当該申込みを行った者（以下「利用申込者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、香取市空き家バンク利用者台帳（別記第12号様式）に登録し、香取市空き家バンク利用登録完了書（別記第13号様式）により、当該利用申込者に通知するものとする。

（1） 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、香取市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者

3 前項の規定にかかわらず、利用申込者が暴力団員等又は暴力団密接関係者であるときは、香取市空き家バンク利用者台帳に登録しない。

4 第2項の規定による登録の期間は、2年とする。ただし、第1項の規定による申込みを改めて行うことにより、再度登録をすることができる。

（利用に係る登録事項の変更の届出）

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、登録した事項に変更があったときは、香取市空き家バンク利用登録変更届出書（別記第14号様式）を市長に届け出なければならない。

（利用の登録の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の登録を取り消し、香取市空き家バンク利用登録取消通知書（別記第15号様式）によ

り、当該利用登録者に通知するものとする。ただし、第2号に該当するときは通知しない。

(1) 空き家の利用の目的等が第8条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。

(2) 市長が契約締結の報告を受けたとき。

(3) 空き家を利用することにより、公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(4) 申込み内容に虚偽があったとき。

(5) 空き家バンク利用登録の取消しの申出があったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(交渉の申込み等)

第11条 利用登録者は、物件登録者との交渉をしようとするときは、香取市空き家バンク物件交渉申込書（別記第16号様式）により、市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該物件登録者及び第6条の規定による依頼を受けて当該物件登録者と媒介等の契約をした者（以下「物件登録者等」という。）にその旨を通知するものとする。

3 物件登録者等は、遅滞なく市長に交渉の結果を報告しなければならない。

(市の関与)

第12条 市長は、物件登録者等と利用登録者の空き家に関する交渉、売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。